四四三　航空情報を提供する場所等を定める告示の一部を改正する件　二八61一六六
四四四　空港事務所又は空港出張所において飛行計画の通報等に関する事務を行う時間を定める告示の一部を改正する件　二八61一六六
四四五　国土交通大臣が設置し、及び管理する空港の使用料に関する告示の特例に関する告示の一部を改正する件　二八61一六七
四四六　航行援助施設利用料に関する告示の一部を改正する件　二八61一六七
四四七　秋田空港の飛行場灯火について告示した事項に変更を加えた件　二八61一七三
四四八　浄化槽設備士に関する省令第八条第一号から第四号までに掲げる者と同等以上の学歴又は資格及び実務経験を有する者を定める件　二八61一七三
四四九　高速自動車国道に関する件　二八61一七四
四五〇　外国人建設就労者受入事業に関する告示の一部を改正する告示　二八61一七四
四五一　外国人建設就労者受入事業に関する告示の一部を改正する告示　二九六
四五二　都市再生整備計画の区域内における都市の再生に必要な事業を定める件　二九六
四五三―四五九　高速自動車国道に関する件　二九六
四六〇　建設技能者の能力評価制度に関する告示　二九63五七七
四六一　外国人造船就労者受入事業に関する告示の一部を改正する告示　二九63五七七
四六二　料金を徴収しない車両を定める告示の一部を改正する件　二九63五七七
四六三　特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法施行規程の一部を改正する件　二九63五八

四六四　自動車のエネルギー消費効率の算定等に関する省令に規定する国土交通大臣が告示で定める方法の一部を改正する告示　二九63六〇三
四六五　道路運送車両の保安基準の細目を定める告示及び装置型式指定規則第五条に規定する国土交通大臣が告示で定める国を定める告示の一部を改正する告示　二九63六〇四
四六六　船舶油濁損害賠償保障法第三十九条の七第三項の国土交通大臣が指定する保険者等を定める告示の一部を改正する告示　二九63六〇一
四六七　水源地域対策特別措置法の規定に基づき、指定ダムに係る水源地域を指定した件　二九63六〇三
四六八　住宅瑕疵担保責任保険法人の保険等の業務を行う事務所の所在地を変更した件　二九63六〇三
四六九　陸上空港の基準対象施設の性能の照査に必要な事項等を定める告示の一部を改正する告示　二九63六〇三
四七〇　防火設備の構造方法を定める件の一部を改正する件　二九63六〇四
四七一　昭和六十三年建設省告示第千二百七十四号の一部を改正する件　二九特5八七六
四七二　平成十七年国土交通省告示第三百八十五号の一部を改正する件　二九特5八八五
四七三　平成二十一年国土交通省告示第六百八十五号の一部を改正する件　二九特5八八八
四七四　平成二十一年国土交通省告示第八百三十三号の一部を改正する件　二九特5八九一
四七五　平成二十三年国土交通省告示第千二百九十二号の一部を改正する件　二九特5八九三

四七六　平成二十四年国土交通省告示第三百九十号の一部を改正する件　二九特5八九七
四七七　平成二十四年国土交通省告示第三百九十一号の一部を改正する件　二九特5八九九
四七八　平成二十四年国土交通省告示第三百九十三号の一部を改正する件　二九特5九〇四
四七九　平成二十四年国土交通省告示第三百九十四号の一部を改正する件　二九特5九〇七
四八〇　平成二十四年国土交通省告示第千三百八十三号の一部を改正する件　二九特5九一一
四八一　平成二十六年国土交通省告示第四百十七号の一部を改正する件　二九特5九一三
四八二　平成二十六年国土交通省告示第四百三十号の一部を改正する件　二九特5九一五
四八三　平成二十六年国土交通省告示第四百三十八号の一部を改正する件　二九特5九一七
四八四　平成五年建設省告示第千九百三十一号の一部を改正する告示　二九特5九一八
四八五　平成十四年国土交通省告示第二百七十一号の一部を改正する告示　二九特5九一八
四八六　平成十八年国土交通省告示第四百六十四号の一部を改正する告示　二九特5九一八
四八七　平成十八年国土交通省告示第四百六十五号の一部を改正する告示　二九特5九一九
四八八　平成十八年国土交通省告示第四百六十六号の一部を改正する告示　二九特5九一九
四八九　平成十九年国土交通省告示第四百七号の一部を改正する告示　二九特5九一九
四九〇　平成十九年国土交通省告示第四百十号の一部を改正する告示　二九特5九一九

四九一　平成二十年国土交通省告示第五百十三号の一部を改正する告示　二九特5九二〇
四九二　平成二十年国土交通省告示第五百十五号の一部を改正する告示　二九特5九二〇
四九三　平成二十七年国土交通省告示第四百七十八号の一部を改正する件　二九特5九二〇
四九四　租税特別措置法第十一条第一項の表第二号及び第四十三条第一項の表第二号の規定の適用を受ける船舶を指定する告示の一部を改正する告示　二九特5九二三
四九五　平成二十六年国土交通省告示第四百三十一号の一部を改正する件　二九特5九二七
　○観光庁
二　通訳案内士法施行規則第三条第三号の規定に基づき観光庁長官が定める者を定める告示の一部を改正する告示　二七九
三　公共交通事業者等が外国人観光旅客利便増進措置を講ずべき区間を指定した件　二八61一五五
　○気象庁
三　気象測器の型式を証明した件　一四九
四　気象庁予報警報規程の一部を改正する件　二七60七五
　○海上保安庁
一三―一四　航路標識に関する件　四六
一五―一六　〃　一一六
一七　海上保安庁の航空機の番号及び標識の一部を改正する告示　一八52一〇
一八　船舶気象通報規程の一部を改正する告示　二五九
一九　塩釜船舶通航信号所に関する告示の一部を改正する告示　二九64二